

アリゾナ州親権・監護権概要

アリゾナ州親族法の概要

アリゾナ州親族法の法律は、49 編から構成されるアリゾナ州法の第 25 編「婚姻及び家族関係」(TITLE 25 - Marital and Domestic Relations) として規定されている。

第 25 編は以下のとおり 10 の章 (CHAPTER) で構成されており、親権ないし監護権については、その実体的な内容及び手続につき、第 4 章の法的決定権限及び養育時間 (LEGAL DECISION-MAKING AND PARENTING TIME) において規定されている。州ないし国を超える監護権に関する管轄等を規律する UCCJEA の規定については、第 8 章として規定されている。

Chapter 1	MARRIAGE
Chapter 2	HUSBAND AND WIFE, PROPERTY AND CONTRACT RIGHTS
Chapter 3	DISSOLUTION OF MARRIAGE
Chapter 4	LEGAL DECISION-MAKING AND PARENTING TIME
Article 1	Legal Decision-Making and Parenting Time
25-401	Definitions
25-402	Jurisdiction
25-403	Legal decision-making; best interests of child
25-403.01	Sole and joint legal decision-making and parenting time
25-403.02	Parenting plans
25-403.03	Domestic violence and child abuse
25-403.04	Substance abuse
25-403.05	Sexual offenders; murderers; legal decision-making and parenting time; notification of risk to child
25-403.06	Parental access to prescription medication and records
Chapter 5	FAMILY SUPPORT DUTIES
Chapter 6	MATERNITY AND PATERNITY PROCEEDINGS
Chapter 7	COVENANT MARRIAGE
Chapter 8	UNIFORM CHILD CUSTODY JURISDICTION AND ENFORCEMENT ACT
Chapter 9	UNIFORM INTERESTATE FAMILY SUPPORT ACT
Chapter 10	LEGITIMACY OF CHILDREN

親権・監護権の概念・内容

いわゆる親権・監護権に関しては、「法的決定権限」 (Legal Decision Making 教育、医療、宗教訓練及び日常監護等の子について緊急性のない全ての法的な決定を行う権利と責任 25-401 条 3 項) と「養育時間」 (Parenting Time 一方の親が特定の時間に子と交流する期間を定めたスケジュール 25-401 条 5 項) という 2 つの概念が設けられている。法的決定権限は、国際条約、連邦法、統一法典、又はアメリカ合衆国の他の法域の制定法の解釈又は適用にあたっては法的監護権 (Legal Custody) を意味するものとされているが、他の法域では身上監護権の内容とされる子の居所指定権も含む。養育時間は他の法域での身上監護権にあたるものから面会交流権にあたるものまで含むことになるので、

法的決定権限を有しない親の養育時間中に子が奪取された場合にこれがハーグ条約上の監護権侵害にあたるかどうかは、養育計画（Parenting Plan）における双方の親の養育時間に関する定めを検討することが必要となろう。

また、上述のような法的決定権限の内容に照らし、両親が共同法的決定権限（Joint Legal Decision-Making）の決定に必要とされる程度に意思決定について協力する能力があるかどうかが共同法的決定権限の決定を下すか否かにおける考慮事情とされるべき旨定められており（25-403.01 条 B 項 3）、そのような協力関係が構築できない場合には、離婚ないし別居後に共同法的決定権限の決定が下されることは少ない。

婚姻中の夫婦が共同で法的決定権限行使すべき旨あるいは行使できる旨を明示した規定はないが、上述の内容に照らせば、夫婦が協力関係を構築できている限りは当然の前提と考えてよいであろう。

離婚の際における監護権の指定

親権ないし監護権に関する規定が婚姻及び家族関係の編（第 25 編）にあり、離婚について的一般的な管轄を有する裁判所が親権ないし監護権に関する決定の管轄を有することが明記されており（25-311 条 A 項）、親権ないし監護権の指定が独立の手続きではあっても離婚との関わりが強いことが踏まえられている。

ドメスティック・バイオレンス等の考慮

深刻なドメスティック・バイオレンスをはたらいた場合（過去に深刻なドメスティックバイオレンスをはたらいた前歴がある場合）には共同法的決定権限を認める決定が下されない旨が規定されている（25-403.03 条）ほか、薬物乱用を行った親に法的決定権限を与えることが子の最善の利益に適わない旨の推定がなされる旨の規定（25-403.04 条）がおかれている。